

申請に対する処分

処分名	小・中学校への就学義務の猶予及び免除
根拠法令	奄美市立学校管理規則第14条
所管課	教育委員会学校教育課

1 審査基準

就学させなければならない学齢児童で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、就学義務を猶予又は免除することができる。（学校教育法第23条及び39条第3項）

申請の方法

就学義務の猶予又は免除についての願い出は、願書（奄美市立学校管理規則第14条に規定）を提出する。

許認可等の要件

法第23条の要件に該当していること。

2 標準処理時間

30日